

第 7 期 四 日 市 市 障 害 福 祉 計 画

第 3 期 四 日 市 市 障 害 児 福 祉 計 画

(令 和 6 年 度 ~ 8 年 度)

令 和 6 年 3 月

四 日 市 市

目 次

I	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって	
1	はじめに	1
2	計画の位置付けと計画期間	1
(1)	計画の性格	1
(2)	他計画との関係	1
(3)	計画期間	2
II	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっての基本理念	
1	障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援	3
2	障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施	3
3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の 課題に対応したサービス提供体制の整備	3
4	地域共生社会の実現に向けた取り組み	4
5	障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援	4
6	障害福祉人材の確保・定着	5
7	障害のある人等の社会参加を支える取り組み	5
III	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	
	【成果目標】	
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	6
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	7
3	地域生活支援拠点等の機能整備	8
4	福祉施設から一般就労への移行等	9
5	障害児支援の提供体制の整備等	11
6	相談支援体制の充実・強化等	12
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築	13
IV	障害福祉サービス等の見込量と見込量を確保するための方策	
	【活動指標】	
1	訪問系サービス	14
2	日中活動系サービス	15
3	居住系サービス	17
4	相談支援	18
5	障害児支援（児童福祉法によるサービス）	19
6	地域生活支援事業	21

V その他計画の推進のために必要な事項

1 障害のある人等に対する虐待の防止	22
2 障害を理由とする差別の解消の促進	22
3 障害福祉サービス等を提供する事業所における 利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修の充実	23
4 関係機関等による協議の場	23
5 達成状況の点検及び評価（PDCAサイクル）	23

資料編

障害のある人等を取り巻く状況

1 障害のある人等の現状と推移	
（1）身体に障害のある人の状況	25
（2）知的障害のある人の状況	30
（3）精神障害のある人の状況	34
（4）難病患者（特定疾患医療受給者）の状況	36
2 障害福祉サービス等の利用状況	37
・ 四日市市障害者施策推進協議会要綱	39
・ 令和5年度四日市市障害者施策推進協議会委員名簿	41
・ 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会共同設置規約	42
・ 令和5年度四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会構成機関	44

I 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたって

1 はじめに

我が国の障害保健福祉施策は、障害のある人及び障害のある子ども（以下「障害のある人等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、制度の整備が進められてきました。

平成18年度の「障害者自立支援法」の施行、またその後、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（「障害者総合支援法」）」の施行により、市町村に対して「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援」（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保を図るために、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」を策定することが義務付けられ、本市においては、平成30年3月に第5期四日市市障害福祉計画・第1期四日市市障害児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）、令和3年3月に第6期四日市市障害福祉計画・第2期四日市市障害児福祉計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）を策定し、サービスの提供体制の確保に努めてきました。

今般、「第7期四日市市障害福祉計画・第3期四日市市障害児福祉計画」を策定し、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえながら、本市において必要な障害福祉サービス等について計画的に提供する体制の確保を図っていくものとします。

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の性格

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画であり、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス等の3年間のサービス需要を見込むとともに、令和8年度末に向けた福祉サービス等の提供体制の確保を図るために策定するものです。

(2) 他計画との関係

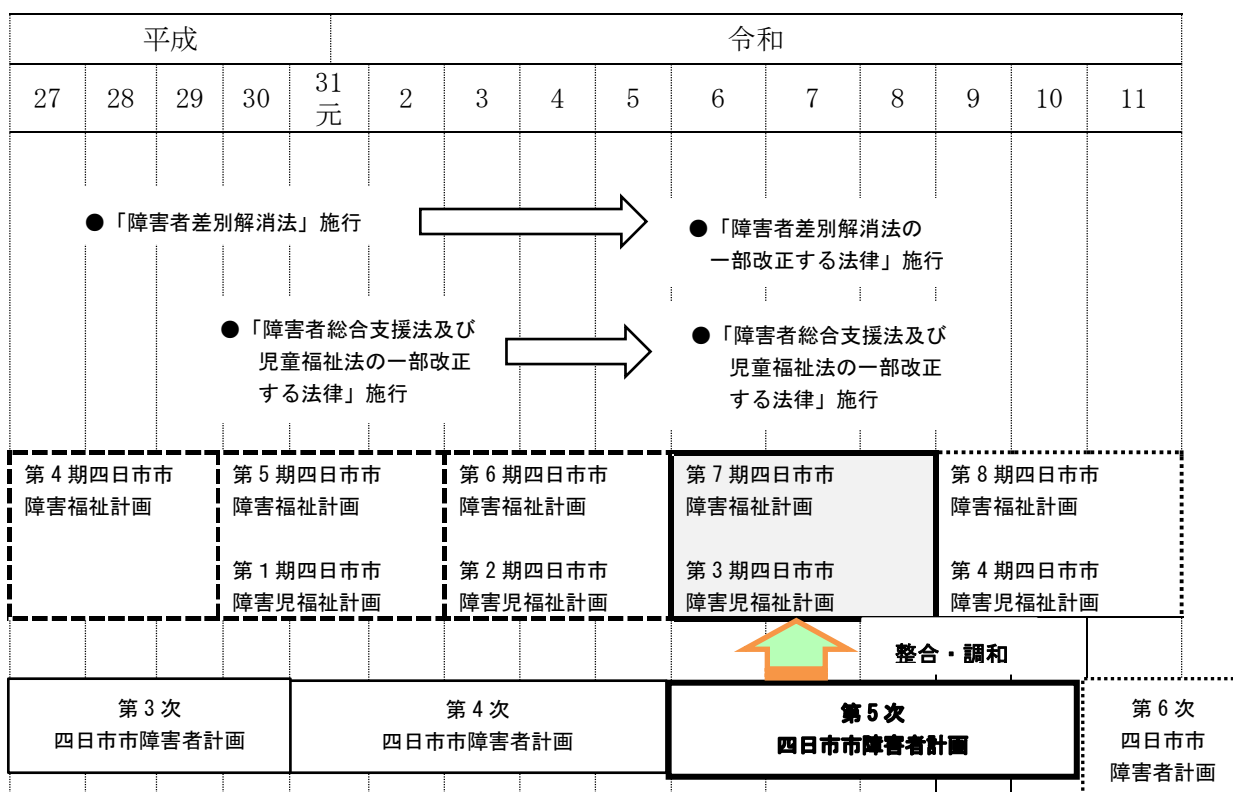
本市の最上位計画である「四日市市総合計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）」の4つの将来都市像のうち、障害福祉分野に関わる「健康・生活充実都市」を具体化するための基本方向を示すものとして、「第5次四日市市障害者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）（計画期間：令和6年度～令和10年度）」を策定しています。

本計画は、第5次四日市市障害者計画の基本的施策のうち、乳幼児期から成長段階に合わせた発達支援の充実、福祉的就労や居宅生活支援など、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき実施される障害福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための実施計画となります。

また、本計画は社会福祉法に基づく「第5次四日市市地域福祉計画」に包括され、その実効性をより高めるために、健康増進法及び食育基本法に基づく「第3次四日市市保健医療推進プラン」、介護保険法に基づく「第9次四日市市介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づく「第10次四日市市高齢者福祉計画」、子ども・子育て支援法に基づく「第2期四日市市子ども・子育て支援事業計画」等の計画の中で、障害のある人の福祉に関する事項と相互に整合、調和を図りながら本計画を策定するものとします。

(3) 計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、基本指針により3年を1期として作成することが基本とされており、本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、策定時に設定した成果目標及び活動指標等の事項については、分析及び評価を行うなど必要があると認められる場合には、計画期間中においても見直しを行うものとします。



II 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたっての基本的理念

1 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害のある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害福祉サービス等の対象となる障害のある人等の範囲を、身体障害、知的障害及び精神障害（※1）並びに難病（※2）患者等として、障害種別によらない一元的なサービス提供体制の充実を図り、必要な障害福祉サービス等を確実に提供できるよう努めます。

※1 発達障害及び高次脳機能障害を含む

※2 障害者総合支援法施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった諸課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人等の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

このため、地域の社会資源を最大限に活用し、障害のある人等の高齢化・重度化、また、いわゆる「親亡き後」への対応等に向けた地域生活支援の機能の強化を図り、地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めていきます。

加えて、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みを進め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスや地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りに向け、関係機関等との検討を進めます。

また、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた包括的な支援体制づくりに努めます

さらに、相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援や、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援を一体的に実施できるよう取り組みを進めます。

5 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子ども及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、途切れのない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、地域の保育、教育等を受け、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが共に成長できるよう、必要に応じて障害のある子どもが障害児通所支援等のサービスを利用できるようにし、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

6 障害福祉人材の確保・定着

障害のある人等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着が必要です。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関と協力して取り組んでいきます。

7 障害のある人等の社会参加を支える取り組み

障害のある人等の地域における社会参加を促進し、多様なニーズを踏まえて支援をしていきます。特に障害のある人等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の実現のため、視覚に障害のある人等の読書環境の整備を計画的に進めます。

Ⅲ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

【成果目標】

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、令和8年度を目標年度とする本計画において必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標として、次に掲げる事項を設定するものとします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の 基本指針	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
--------------------	---

	項目	数値	考え方
本市の 成果目標	令和4年度末時点の施設入所者数 ^㉑	225人	目標年度末時点の数値を算定するための基礎となる数値
	令和8年度末時点の施設入所者数 ^㉒	213人	㉑から地域生活への移行者数を控除し、施設入所が真に必要な者の数を加えた数値
	【目標値①】 地域移行者数	14人	㉑の6%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）
	【目標値②】 削減見込 (㉑－㉒)	12人	㉑の5%に相当する数値（小数点以下を切り上げ）

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の 基本指針	<p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none">・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。・令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。・令和8年度末における入院3か月後時点、入院後6か月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ68.9%以上、84.5%以上及び91.0%以上として設定することを基本とする。
本市の 成果目標	<p>本市においては、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、四日市障害保健福祉圏域自立協議会こころのバリアフリー推進部会において、精神障害のある人の地域移行（令和5年12月22日付医保第09-939号三重県医療保健部長通知によると、本市の令和8年度末までの長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）の推計は84人）及び地域定着を推進して地域で支え合う仕組みづくりに向け、引き続き課題検討等の協議を進めます。</p>

3 地域生活支援拠点等の機能整備

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。
--------------------	---

本市の 成果目標	<p>本市においては、障害のある人等の重度化・高齢化やいわゆる「親亡き後」を見据え、障害福祉に関する相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応や受け入れ、専門的な対応に向けた人材確保、地域の体制づくり等を推進する観点から、既存の障害福祉サービス事業所等の連携による面的体制の整備を進めてきましたが、一部の未整備分については、引き続き関係機関と協議していきます。</p> <p>また、四日市市障害者施策推進協議会や四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会を通じて、運用状況を確認するとともに、地域生活支援拠点等を構成する、グループホームや障害者支援施設を有する居住支援機能や専門処遇機能をはじめ、短期入所サービス事業所が担う緊急時受け入れ機能、日中活動サービス事業所による体験の機会や場の提供機能、相談支援事業所によるケアマネジメント機能等の連携体制の現状や課題等を把握、共有していきます。</p> <p>併せて、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るため、四日市障害保健福祉圏域での支援ニーズの把握と支援体制の整備を検討します。</p>		
	項目	数値	考え方
	【目標値】 令和8年度末の地域生活支援拠点の整備数・整備単位	1か所	四日市障害保健福祉圏域における面的整備
		圏域	
	令和6年度中の検証・検討数	1回以上	四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会において運用状況を検証及び検討
	令和7年度中の検証・検討数	1回以上	
	令和8年度中の検証・検討数	1回以上	

4 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の 基本指針</p>	<p>【一般就労への移行】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 <p>【一般就労への定着】</p> <ul style="list-style-type: none">・就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
---------------------------	--

	項目	数値	考え方
本市の 成果目標	(㉠令和3年度の福祉施設から一般就労への移行実績48人) 【目標値①】 令和8年度の一般就労移行者数	62人	㉠の1.28倍以上に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
	(㉡令和3年度の就労移行支援事業から一般就労への移行実績36人) 【目標値②】 令和8年度の就労移行支援事業の移行者数	48人	㉡の1.31倍以上に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
	(㉢令和3年度の就労継続支援A型事業から一般就労への移行実績11人) 【目標値③】 令和8年度の就労継続支援A型の移行者数	15人	㉢の1.29倍以上に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
	(㉣令和3年度の就労継続支援B型事業から一般就労への移行実績1人) 【目標値④】 令和8年度の就労継続支援B型の移行者数	2人	㉣の1.28倍以上に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
	(㉤令和3年度の就労定着支援事業実績40人) 【目標値⑤】 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	57人	㉤の1.41倍以上に相当する数値(小数点以下を切り上げ)
	【目標値⑥】 令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%	25%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

国の指針	<p>(1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。</p> <p>(2) 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>(3) 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。</p>
-------------	--

本市の 成果目標	項目		考え方
	(1)	児童発達支援センター	既存の児童発達支援センター（1か所）の機能充実を図る。
(2)	障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制	障害のある子どもも地域社会への参加ができるよう関係機関との連携により体制の構築を図る。	
(3)	重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	既存の事業所（5か所）の維持を図るとともに、事業所数の増加を図る。	

6 相談支援体制の充実・強化等

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
--------------------	---

本市の 成果目標	<p>本市においては、圏域における相談支援体制を充実・強化するため、計画相談支援事業所と委託相談支援事業所との役割分担ができる重層的な相談支援体制を維持しながら、今後、基幹相談支援機能を含めた総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するよう努めます。</p>		
	項目	整備 単位	考え方
	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の整備	圏域	令和8年度末までに圏域で整備

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の 基本指針	令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
--------------------	--

本市の 成果目標	本市においては、自立支援協議会などにおいて障害福祉サービス事業所に向けた各種研修の活用や、障害福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有、三重県が実施する指導監査についての情報共有等により、サービスの質の向上に取り組めます。		
	項目	整備 単位	考え方
	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	圏域	令和8年度末までに圏域で整備

IV 障害福祉サービス等の見込量の算出と確保のための方策

【活動指標】

第6期障害福祉計画のサービス利用実績等を踏まえ、今後のニーズ等を勘案し、次のとおり設定します。

1 訪問系サービス

自宅を訪問して入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護、移動に必要な情報の提供、行動の際に生じうる危険を回避するための必要な援護等を提供する「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」及び「重度障害者等包括支援」は、障害のある人が地域における生活を維持・継続していくためには欠くことのできないサービスです。障害のある人等がその障害の状態、特性等に即した介護を受けながら在宅での生活を送ることができるよう、これらのサービスについて必要な提供量の確保に努めます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	7,010 時間	7,470 時間	7,930 時間
	利用人数	380 人	400 人	420 人
重度訪問介護	利用時間	8,000 時間	8,500 時間	9,000 時間
	利用人数	20 人	22 人	24 人
同行援護	利用時間	700 時間	800 時間	900 時間
	利用人数	40 人	42 人	44 人
行動援護	利用時間	120 時間	130 時間	140 時間
	利用人数	12 人	14 人	16 人
重度障害者等包括支援	利用時間	360 時間	360 時間	360 時間
	利用人数	1 人	1 人	1 人

<時間>・・・月間のサービス提供時間

<人>・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとの見込量を令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込みをもとに見込んでいます。

【確保のための方策】

- ・身体、知的、精神、難病等の特性に応じた支援が適切に実施されるよう、障害福祉サービス事業所に対して専門的な研修の実施や必要な情報の提供等を行うとともに、利用者の受け入れ拡大に努めます。

2 日中活動系サービス

障害のある人等が必要とする支援の度合いを勘案し、常時介護を必要とする重度障害のある人の日中活動を支援する「生活介護」や「療養介護」のほか、障害のある人等を在宅で介護する家族等へのレスパイト（一時的休息）支援や緊急時支援としての「短期入所」に係るサービス提供量の確保に努め、障害のある人等の地域における生活の維持及び継続を図ります。

また、障害のある人等が地域において自立した生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上を図る「自立訓練」、就労に必要な知識及び能力の向上を図る「就労移行支援」、就労の機会の供与による生産活動を通じた知識及び能力の向上を図る「就労継続支援」に加えて、就労移行支援等の利用を経て一般就労への移行に伴い生じる生活、就労面等の課題について、就労の継続を図る観点から必要な支援を行う「就労定着支援」など就労に向けた訓練に係るサービス提供量の確保に努めます。

令和7年10月以降、就労継続支援B型を利用する意向を有する者については、利用申請前に、原則として、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」の利用が必要となるため、サービス提供体制の整備に努めます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量	14,420 人日分	14,840 人日分	15,260 人日分
	利用人数	760 人	790 人	820 人
自立訓練（機能訓練）	利用量	40 人日分	60 人日分	80 人日分
	利用人数	2 人	3 人	4 人
自立訓練（生活訓練）	利用量	530 人日分	630 人日分	730 人日分
	利用人数	40 人	50 人	60 人
就労選択支援	利用人数	— 人	35 人	70 人
就労移行支援	利用量	1,580 人日分	1,740 人日分	1,900 人日分
	利用人数	80 人	90 人	100 人
就労継続支援（A型）	利用量	5,530 人日分	5,890 人日分	6,250 人日分
	利用人数	300 人	320 人	340 人
就労継続支援（B型）	利用量	10,000 人日分	10,300 人日分	10,600 人日分
	利用人数	600 人	620 人	640 人
就労定着支援	利用人数	40 人	48 人	56 人
療養介護	利用人数	30 人	30 人	30 人
短期入所（福祉型）	利用量	770 人日分	890 人日分	1,010 人日分
	利用人数	180 人	190 人	200 人
短期入所（医療型）	利用量	40 人日分	50 人日分	60 人日分
	利用人数	8 人	10 人	12 人

＜人日分＞・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

＜人＞・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込み、ニーズの把握、特別支援学校卒業見込者数、一般就労への移行者数などを勘案しつつ、令和8年度までの目標値を設定しています。

【確保のための方策】

- ・地域で生活していく上で、障害のある人等の希望に即したサービス等利用計画を作成し、それに基づき必要な障害福祉サービス等の提供に努めます。
- ・必要なサービスと支給量を確保するため、日中活動系サービス事業所の整備や拡充を図ります。
- ・既存の障害福祉の事業者だけでなく、介護保険事業者に対する支援策を併せて行うことで、障害福祉サービス事業所としての指定の拡大に努めます。
- ・就労移行支援事業並びに就労継続支援A型及びB型事業から一般就労へ移行を進め、安定した自立生活を送るため「就労定着支援」を活用し、就労先と連携しながら就労が継続できるよう支援を図ります。

3 居住系サービス

地域移行を促進するため、地域における居住の場としてのグループホーム（「共同生活援助」）の充実を図るとともに、必要性のある施設入所支援に係るサービスの支給量を確保していきます。

また、施設入所支援や共同生活援助を経て居宅において自立した生活を営む上で諸課題について必要な支援を行う「自立生活援助」を活用して、入所等から地域生活への移行に向けたサービスの充実を図ります。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数	5 人	5 人	6 人
共同生活援助	利用人数	400 人	420 人	440 人
施設入所支援	利用人数	221 人	217 人	213 人

<人>・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

入所施設利用者の地域移行、長期入院者の退院促進に加えて、障害児施設に入所する児童数の状況を考慮するとともに、地域での生活を継続していくことを支援していくための見込量を設定しています。

令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込みと施設入所支援事業所や障害者相談支援事業所等からの情報をもとに見込量を設定しています。

【確保のための方策】

- ・施設入所者、入院中の障害のある人等の地域移行を促進するため、本人や家族の意向を確認しながら地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助を活用する等、地域生活への移行が円滑に進むよう図ります。
- ・引き続き施設入所から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備促進を図ります。
- ・本人の障害特性や家庭状況により将来的に施設入所が望まれる人については、事前に短期入所を利用する等施設に慣れ、円滑に施設入所ができるよう準備を支援します。
- ・やむを得ない理由から地域生活が困難となり施設入所が必要となった場合は、市外、県外事業所を含めサービス調整を行います。

4 相談支援

障害福祉サービス等の利用に際して必要となるサービス等利用計画又は障害児支援利用計画作成に基づくサービス利用の仕組みについて一層の定着を図ります。

また、地域移行支援及び地域定着支援の活用により円滑な地域移行できるよう、地域生活への移行に関するニーズを的確にとらえ、サービス提供が図れる体制の充実に努めます。

これら相談支援機能の実効性をより高めるために、四日市障害保健福祉圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図り、事業所等が相互連携を深めるための支援に取り組みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数	440 人	480 人	520 人
地域移行支援	利用量	3 人	4 人	5 人
地域定着支援	利用人数	10 人	10 人	10 人
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数	5 件	5 件	5 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件数	1 件	1 件	1 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回数	3 回	3 回	3 回

<人>・・・月間の利用人数

<件>・・・年間の実施件数

<回>・・・年間の実施回数

【見込量算出の考え方】

計画相談支援の利用者数は、令和5年度の実績見込み、セルフプラン作成者のサービス等利用計画への移行者数を見込みました。

地域移行支援、地域定着支援の利用者数は、令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込みと施設入所支援事業所や障害者相談支援事業所等からの情報をもとに見込量を設定しています。

【確保のための方策】

- ・セルフプランからサービス等利用計画への移行を進めるため、障害のある人等へサービスを提供する事業所に相談支援事業への参入を促進します。
- ・四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会を通じ、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の強化・充実に努めます。

5 障害児支援(児童福祉法によるサービス)

障害児支援においては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から成長段階に合わせて、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

(1) 地域支援体制の構築

児童発達支援センター「あけぼの学園」を地域における障害児通所支援等に関して中核的な役割を果たす支援施設として位置づけ、児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに障害児相談支援を実施する事業所との連携を図りながら、障害のある子どもの障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な地域で支援できるように、支援体制の確保に努めます。

(2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれることも含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所等が緊密な連携を図るとともに教育委員会との緊密な連携体制の確保に努めます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

障害のある子どもの「育ちの場」での支援を推進するため、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育園・幼稚園・こども園、小学校及び特別支援学校等に対して協力する体制を整備し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(4) 特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害のある子どもが身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるよう、地域における課題の整理や地域資源の活用等を行いながら支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児や強度行動障害、高次脳機能障害を有する障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害を早期発見し成長段階に応じた適切な支援を行うために、障害のある子ども及びその家族に対して継続的に関わり、関係機関をつなぐ中心的な役割を担っていることから、支援の質の確保及びその向上に取り組みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用量	3,500 人日分	3,800 人日分	4,100 人日分
	利用人数	500 人	540 人	580 人
放課後等デイサービス	利用量	12,900 人日分	14,000 人日分	15,100 人日分
	利用人数	920 人	1,000 人	1,080 人
保育所等訪問支援	利用量	170 人日分	190 人日分	210 人日分
	利用人数	120 人	135 人	150 人
居宅訪問型 児童発達支援	利用量	9 人日分	12 人日分	15 人日分
	利用人数	3 人	4 人	5 人
障害児相談支援	利用人数	400 人	440 人	480 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	コーディネーターの配置人数	9 人	10 人	11 人

＜人日分＞・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量
 ＜人＞・・・月間の利用人数

【見込量算出の考え方】

それぞれのサービスごとの見込量を令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込みをもとに見込んでいます。

【確保のための方策】

- ・児童発達支援については、保護者の早期療育の要望は大きく、その重要性を踏まえて個々の障害特性に沿った特色ある支援ができるように、受入体制を整備し、事業の充実を図ります。また、児童発達支援センターを中核とした、地域支援体制・連携づくりも検討します。
- ・放課後等デイサービスについては、障害の特性に応じた支援及び生活能力向上のための訓練ができるよう、支援の質の向上のため自立支援協議会と協力して研修実施等に努めます。また、新たな事業所の参入を促進し、受け皿の拡大に努めます。
- ・保育所等訪問支援については、地域の障害児療育体制の支援に努めます。また、新たな事業所の参入を促進し、受け皿の拡大に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援については、外出が困難である障害児に対しての支援のため、地域の障害児療育体制の支援に努めます。また、新たな事業所の参入を促進し、受け皿の拡大に努めます。
- ・障害児相談支援については、質の向上をめざし、自立支援協議会と協力して研修の実施や情報提供に努めます。また、障害児相談から得られた地域課題の解決には、多様な関係者との連携が必要となることから、児童発達支援センターを中核とした重層的な連携体制の強化に努めます。
- ・医療的ケア児に対するコーディネーターの配置については、医療的ケア児の地域生

活支援の向上のため、利用者ニーズに対応できるよう関係機関と連携をとりながら推進するとともに、関係機関による協議の場を設置し、支援体制の確保に努めます。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域において障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態により実施するものです。

障害のある人等が地域において自立した生活を営むうえでの各種ニーズをはじめ生活全般にわたる相談に対応する「相談支援事業」については、四日市障害保健福祉圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図りつつ、身体障害、知的障害、精神障害等の障害特性に即した形による体制の構築、連携に取り組みます。

また、「日中一時支援事業」の夕方支援については、具体的な支援ニーズを把握する中で、持続可能な支援のあり方について検討を行います。

種類	単位・指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援	箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
意思疎通支援 (手話通訳者、 要約筆記者、失 語症会話パート ナーの派遣)	回数	2,700 回	2,750 回	2,800 回
移動支援	利用時間	1,200 時間	1,300 時間	1,400 時間
	利用人数	170 人	190 人	210 人
日中一時支援	利用量	540 人日分	590 人日分	640 人日分
	利用人数	200 人	220 人	240 人

<箇所>・・・相談支援事業所の設置数

<回>・・・年間の利用回数

<時間>・・・月間のサービス提供時間

<人>・・・月間の利用人数

<人日分>・「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

【見込量算出の考え方】

地域生活支援事業については、地域の実情に応じて実施することとなっていることから、利用者の利便性等に配慮した円滑な事業実施とその定着に十分留意しつつ、令和3年度から令和5年度までの実績又は実績見込みをもとに各年度における見込量を設定しました。

【確保のための方策】

- ・意思疎通支援を安定的に実施できるよう意思疎通支援者(手話通訳者、要約筆記者、失語症会話パートナー)の養成に努めます。
- ・移動支援事業、日中一時支援事業については、ニーズに対応できるよう、専門的な研修や必要な情報の提供等を行い、新規事業者の参入を促進します。

V その他計画の推進のために必要な事項

令和8年度を最終目標年度とする数値目標（成果目標）と、成果目標を達成するための障害福祉サービス等の見込量（活動指標）確保が達成されるよう、次の取り組みにより推進していきます。

1 障害のある人等に対する虐待の防止

障害のある人等の安全を確保するために、サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問による相談支援の機会等を通じて障害のある人等やその世帯の状況を把握することが可能である相談支援専門員及びサービス管理責任者等との連携により、虐待事案の未然防止及び早期発見に努めます。また、障害福祉サービス等を提供する事業所の設置者、管理者、支援者等に対し、障害者等虐待防止研修受講を促し、障害者等虐待について知識が深められるよう図ります。

引き続き、虐待に関する通報があった場合に、速やかに障害がある人等の安全の確認や虐待の事実確認を行い、今後の援助方針や支援者の役割を決定する等関係機関との連携体制の構築に努めます。特に、虐待を受けた障害のある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点等に係る短期入所施設との連携体制の整備について、関係機関と協議を進めていきます。

障害のある人等の権利擁護に係る取り組みについては、障害福祉サービス等の利用にあたって成年後見制度が有用と認められる場合もあることから、この制度の利用の促進に努めます。

2 障害を理由とする差別の解消の推進

共生社会を実現させるためには、日常生活や社会生活における障害のある人等の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除くことが重要であり、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」では、障害のある人等に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定するとともに、対象となる障害のある人等は、障害者手帳を持っている人に限られるものではないこととしています。また、法改正により、令和6年4月からは行政機関と同様に、民間の事業所においても合理的配慮の提供が義務化されます。

本市においても、平成30年7月に「四日市市障害を理由とする差別の解消を推進する条例」を制定し、市、市民、事業者それぞれの責務を明記し、障害を理由とする差別を将来にわたって禁止し、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現のために必要な取り組みを行っており、引き続き差別解消に向けた施策を推進していきます。

そして、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動などを行う必要があることから、本市では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領」を定め、市職員一人ひとりがリーダーとなり率先して推進及び啓発に努めます。

3 障害福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取り組みや事業所における研修の充実

障害福祉サービス等を提供する事業所においては、地域共生社会の考え方に基づき、地域に開かれた施設となるべきというこれまでの方向性を堅持し、平常時から地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを進めることが重要であるため、本市はその支援に努めます。

また、それらの取り組みの際には、日常的な地域とのつながりが発災時における障害のある人等の安全確保につながるとともに、一方で、障害福祉サービス等を提供する事業所が発災時には福祉避難所として地域の安全提供の拠点となることも踏まえ、防災対策を含めた支援に努めます。

4 関係機関等による協議の場

障害のある人等が地域において自立した生活を送るための支援体制の整備を図るために、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会、また、当該協議会の各部会において、様々な観点からニーズの把握、分析等を行い、障害福祉に係る地域的な課題の検討や障害福祉に関する情報の共有を図ります。

5 達成状況の点検および評価（PDCAサイクル）

本計画の推進にあたっては、国や県と十分な連携を図りながら、必要となる情報の収集、情報の発信に努めます。併せて、障害者施策推進協議会において定期的に推進状況の把握を行い、適宜計画の見直しを行っていきます。

資 料 編

障害のある人等を取り巻く状況

1 障害のある人等の現状と推移

(1) 身体に障害のある人の状況

令和5年4月1日現在、市内の身体障害者手帳所持者数は9,607人で、うち18歳未満が214人(2.2%)、18歳以上が9,393人(97.8%)となっています。

身体に障害のある人の数は、平成27年以降は減少に転じ、市内人口に対する割合も同様に減少しています。

表1 身体障害者手帳所持者数推移 (各年4月1日現在 単位：人、%)

年	身体に障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成30年を 100とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成30年を 100とした指数
平成30年	10,436	100.0	3.35	311,763	100.0
令和元年	10,338	99.1	3.32	311,431	99.9
令和2年	10,216	97.9	3.28	311,527	99.9
令和3年	10,002	95.8	3.22	310,610	99.6
令和4年	9,849	94.4	3.18	309,338	99.2
令和5年	9,607	92.1	3.11	308,752	99.0

障害の種類別では、肢体不自由が最も多く、全体の46.3%を占めています。次いで、内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっています。

表2 身体障害者手帳所持状況 (令和5年4月1日現在 単位：人)

障害種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	201 (3)	223 (2)	35 (1)	38 (2)	75 (1)	37 (0)	609 (9)
聴覚・平衡機能障害	55 (0)	214 (16)	139 (1)	148 (1)	2 (0)	300 (4)	858 (22)
音声・言語・そしゃく機能障害	2 (0)	13 (0)	60 (1)	36 (0)	0 (0)	0 (0)	111 (1)
肢体不自由	890 (67)	903 (49)	882 (13)	1,117 (4)	394 (8)	264 (9)	4,450 (150)
内部障害	1,985 (18)	39 (0)	555 (10)	1,000 (4)	0 (0)	0 (0)	3,579 (32)
合計	3,133 (88)	1,392 (67)	1,671 (26)	2,339 (11)	471 (9)	601 (13)	9,607 (214)

※ () 内は18歳未満の児童数〔再掲〕

図1 障害種類別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）

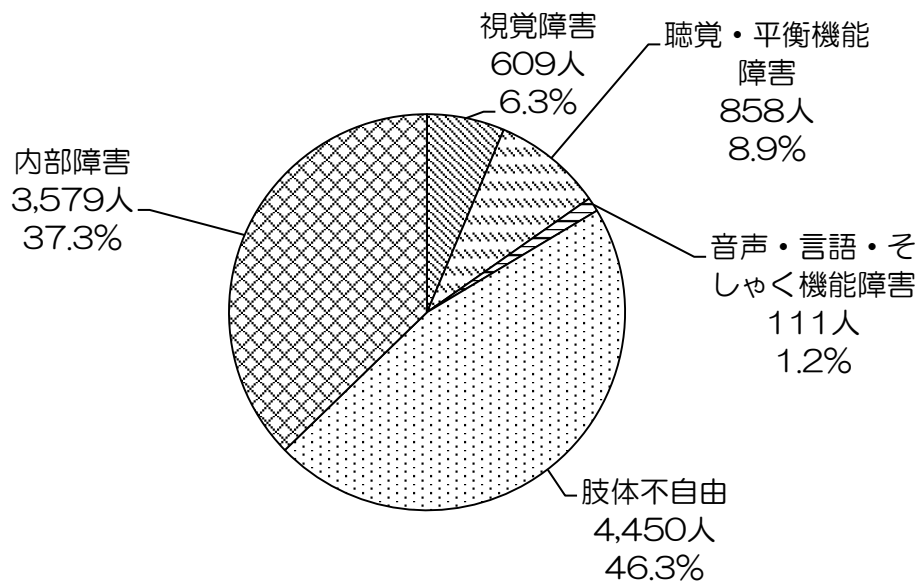
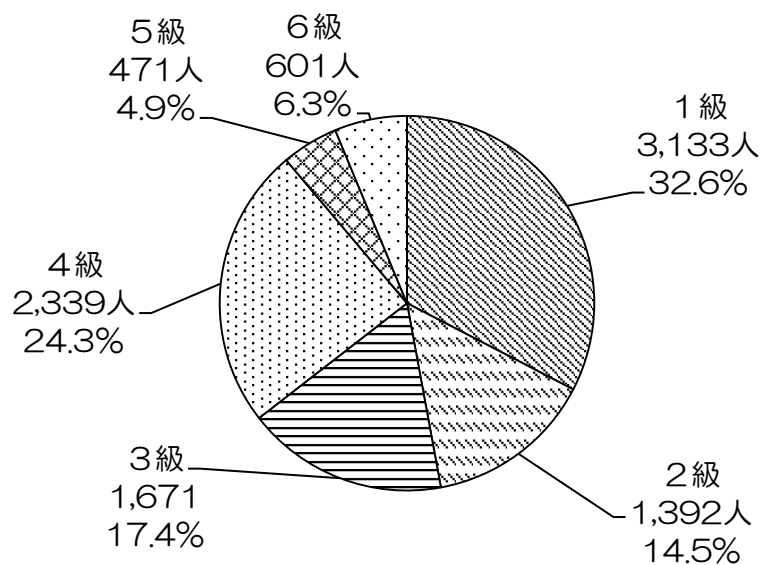
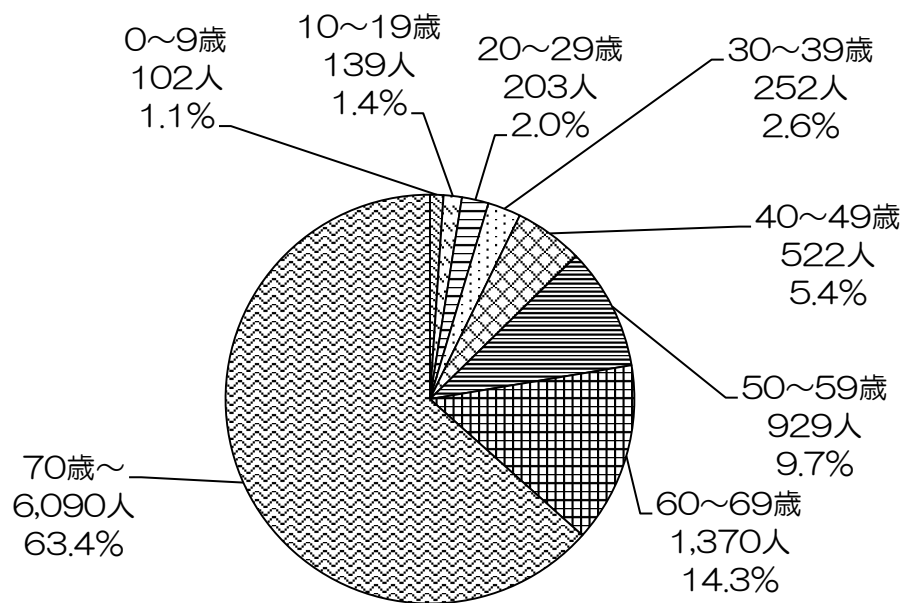


図2 障害程度別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



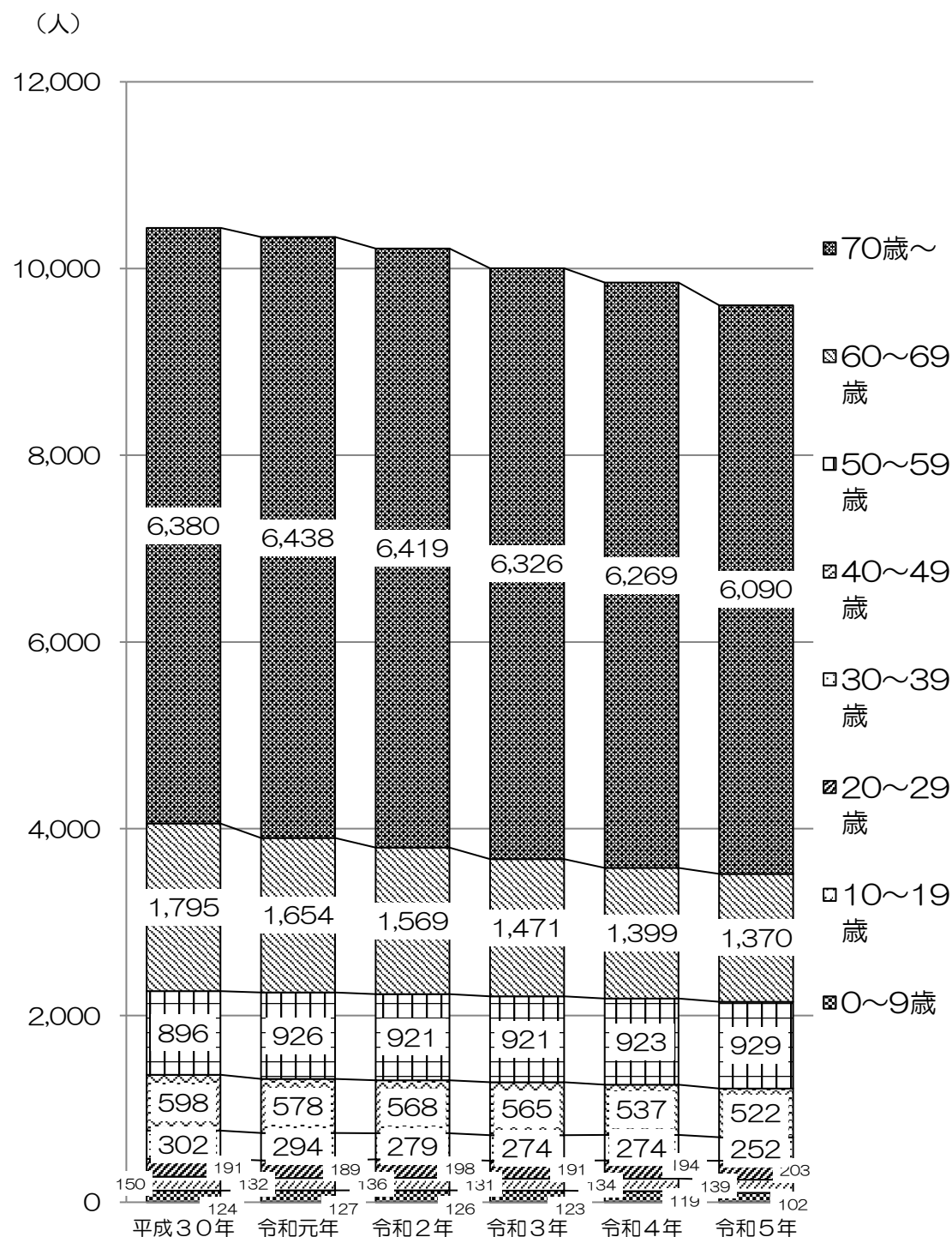
障害の程度別では、1級が最も多く、1級と2級で全体の47.1%と、重度の割合が高くなっています。

図3 年齢別身体障害者手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



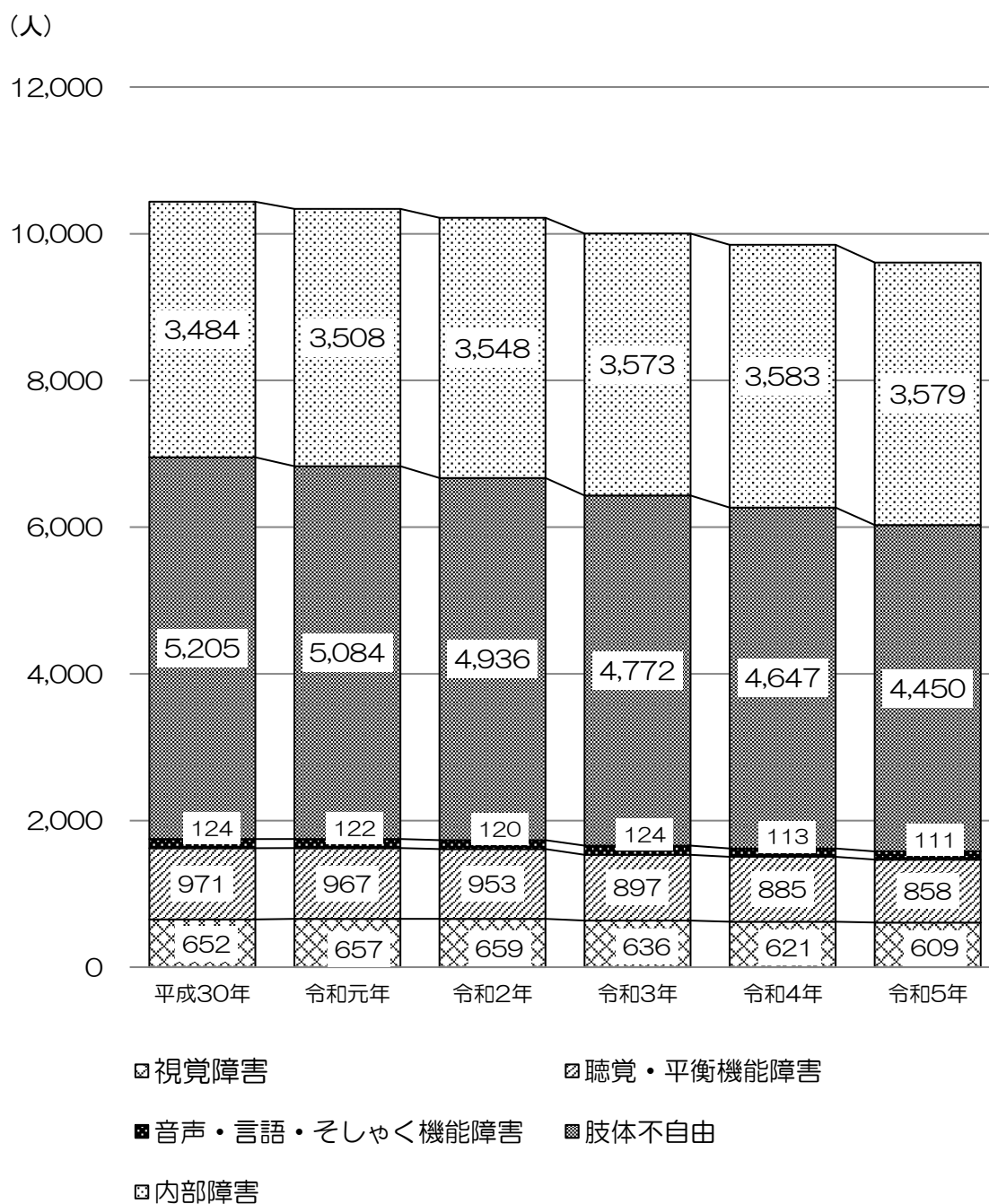
年齢別では、70歳以上が全体の63.4%を占めています。身体に障害のある人の多くが高齢者であると言えます。

図4 年齢別身体障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



年齢別では、20歳代と50歳代の手帳所持者数は微増していますが、それ以外の年代では減少しています。

図5 障害種類別身体障害者手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の種類別では、肢体不自由が平成30年と令和5年を比較すると755人減り14.5%減少し、内部障害では95人増え2.7%増加しています。

(2)知的障害のある人の状況

令和5年4月1日現在、市内の療育手帳所持者数は2,719人で、うち18歳未満が831人(30.6%)、18歳以上が1,888人(69.4%)となっています。

知的障害のある人の数は、平成30年と令和5年を比較すると、231人(9.3%)増えています。市内人口に対する割合も、平成30年の0.798%から令和2年の0.881%と高くなっています。

表3 療育手帳所持者数推移 (各年4月1日現在 単位：人、%)

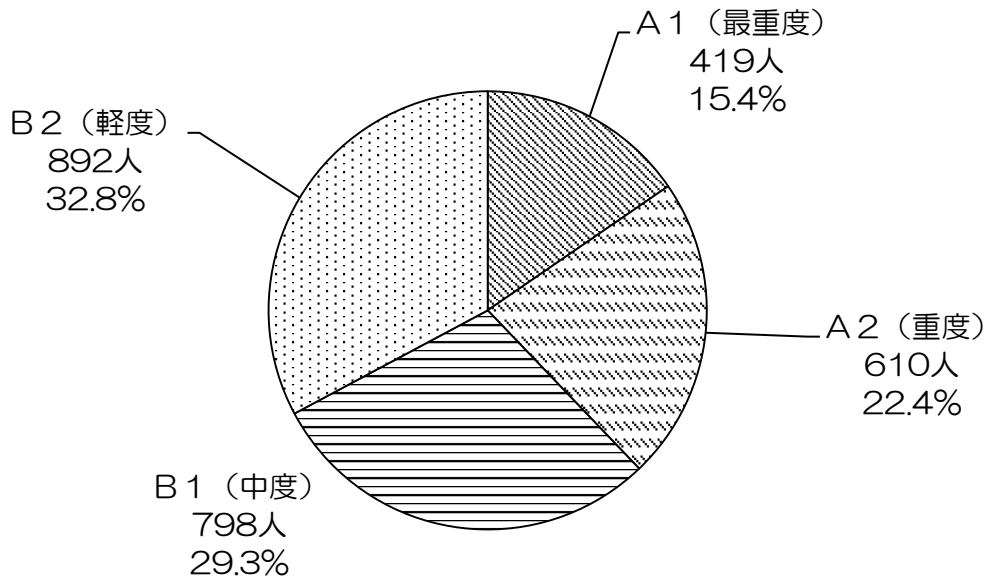
年	知的障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成30年を 100とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成30年を 100とした指数
平成30年	2,488	100.0	0.798	311,763	100.0
令和元年	2,576	103.5	0.827	311,431	99.9
令和2年	2,675	107.5	0.859	311,527	99.9
令和3年	2,545	102.3	0.819	310,610	99.6
令和4年	2,619	105.3	0.847	309,338	99.2
令和5年	2,719	109.3	0.881	308,752	99.0

表4 療育手帳所持状況 (令和5年4月1日現在 単位：人)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	合計
知的障害の ある人	419 (92)	610 (144)	798 (171)	892 (424)	2,719 (831)

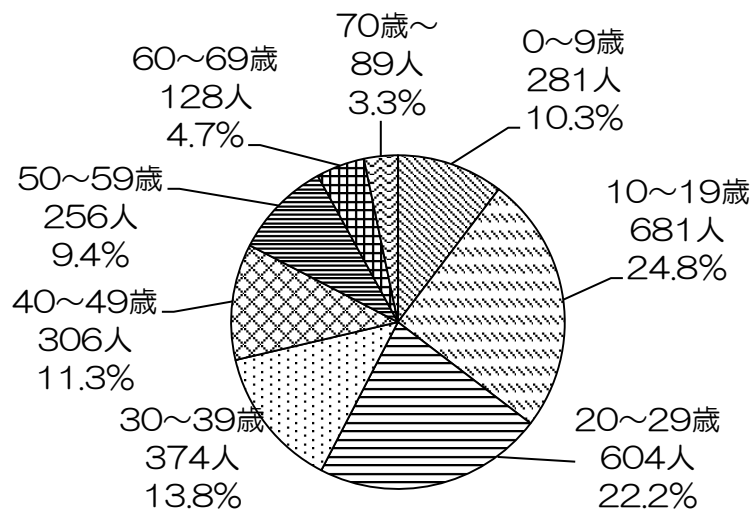
()内は18歳未満の児童数〔再掲〕

図6 障害程度別療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



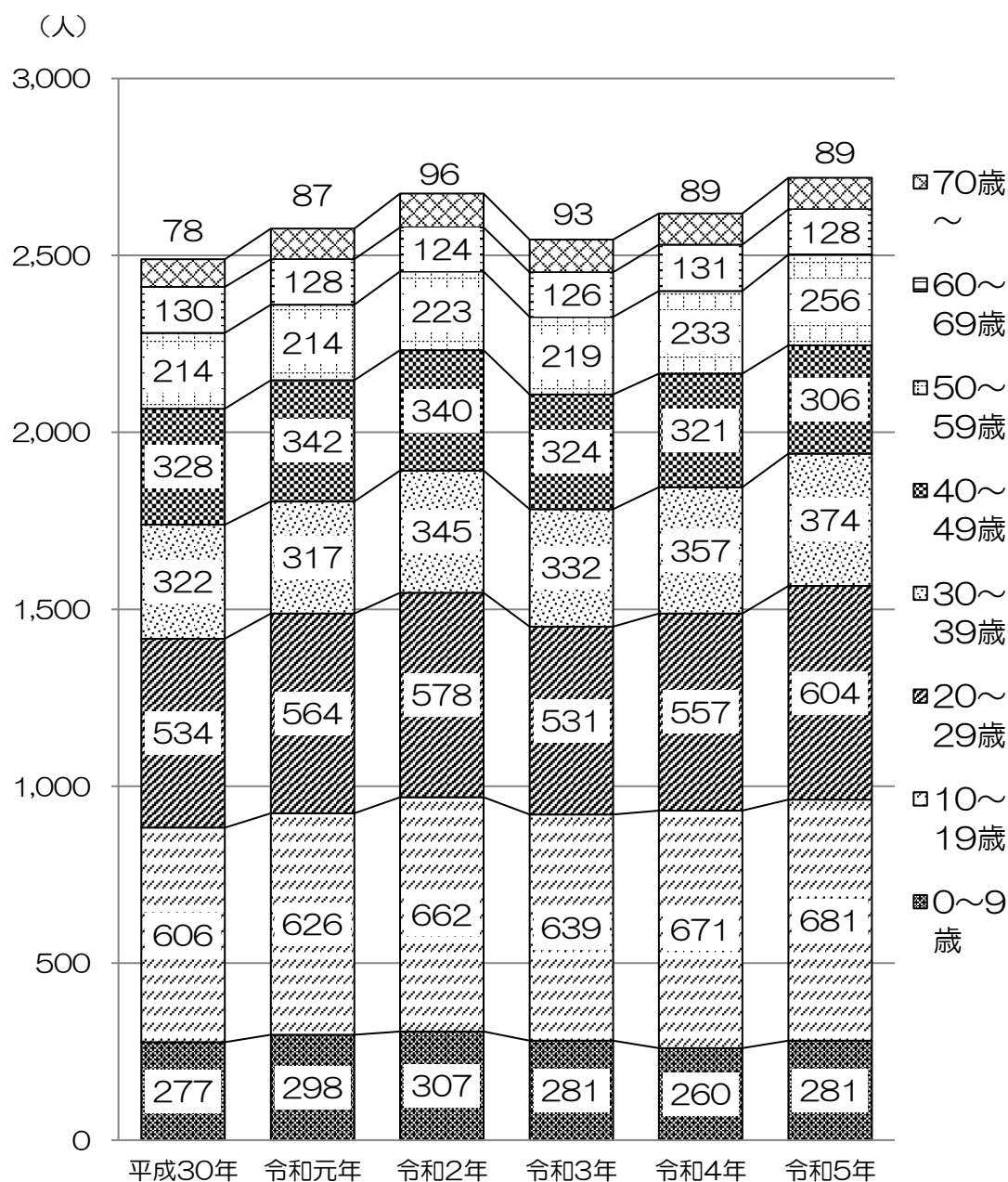
障害の程度別では、B2（軽度）が最も多く全体に占める割合が32.8%、次いでB1（中度）29.3%、A2（重度）22.4%、A1（最重度）15.4%の順となっています。大分類でみると、Aが1,029人、Bが1,690人と、Bが多く、62.1%を占めています。

図7 年齢別療育手帳所持者数（令和5年4月1日現在）



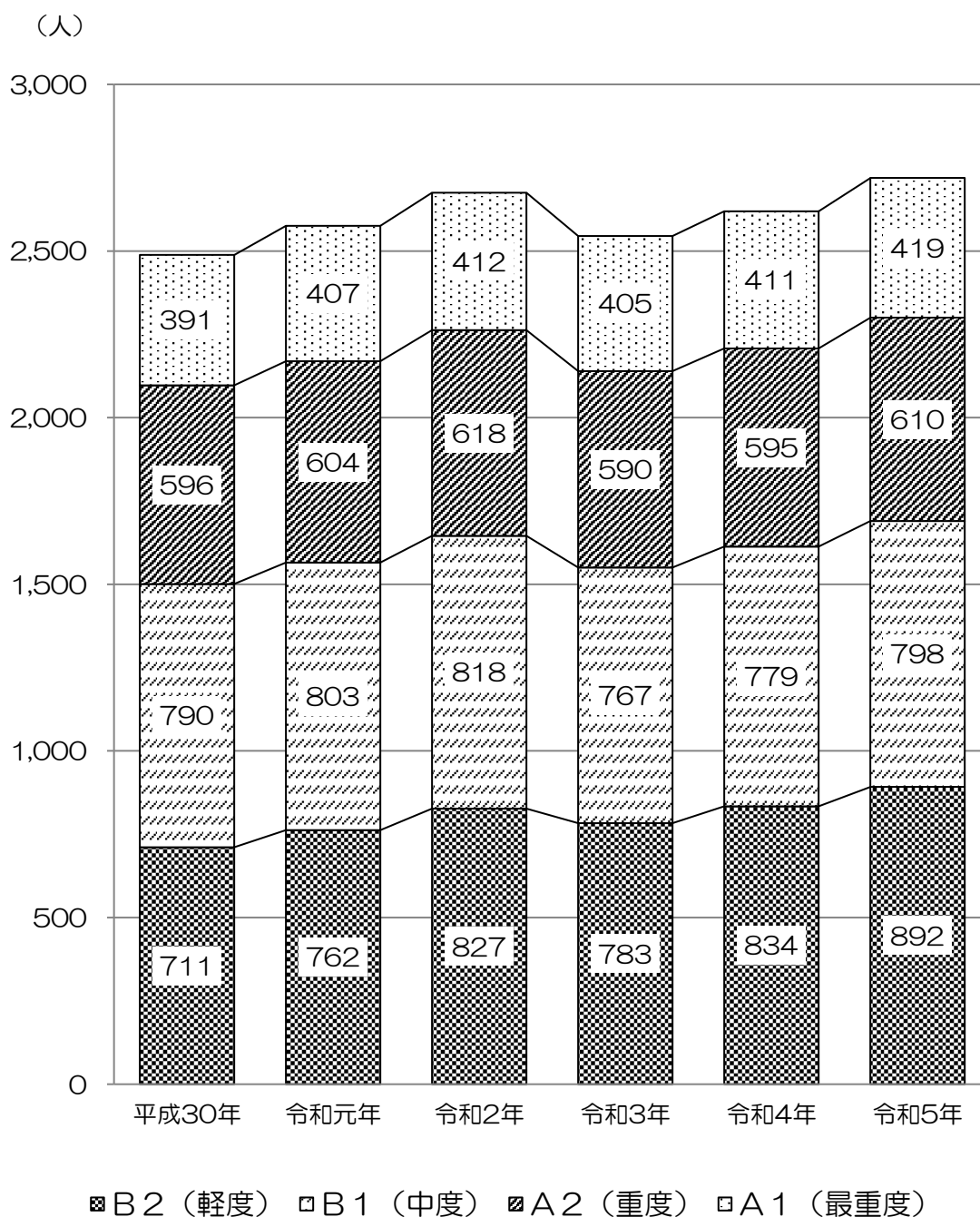
年齢別では、10歳代が最も多く24.8%を占め、次いで、20歳代（22.2%）、30歳代（13.8%）と続いています。

図8 年齢別療育手帳所持者数推移(各年4月1日現在)



年齢別では、各年代とも概ね増加傾向であり、とりわけ10歳代、20歳代で大きく増加しています。

図9 障害程度別療育手帳所持者数推移（各年4月1日現在）



障害の程度別では、平成30年と令和5年を比較すると、A1（最重度）では28人（7.2%）、A2（重度）では14人（2.3%）、B1（中度）では8人（1.0%）の増加となっており、特にB2（軽度）では181人（25.5%）と大きく増加しています。

(3)精神障害のある人の状況

令和5年4月1日現在、市内の精神障害者保健福祉手帳所持者数は3,304人となっています。

精神障害のある人の数は、平成30年と令和5年を比較すると、961人(41.0%)増加しています。市内人口に対する割合も、平成30年の0.752%から令和5年の1.070%と、増加しています。

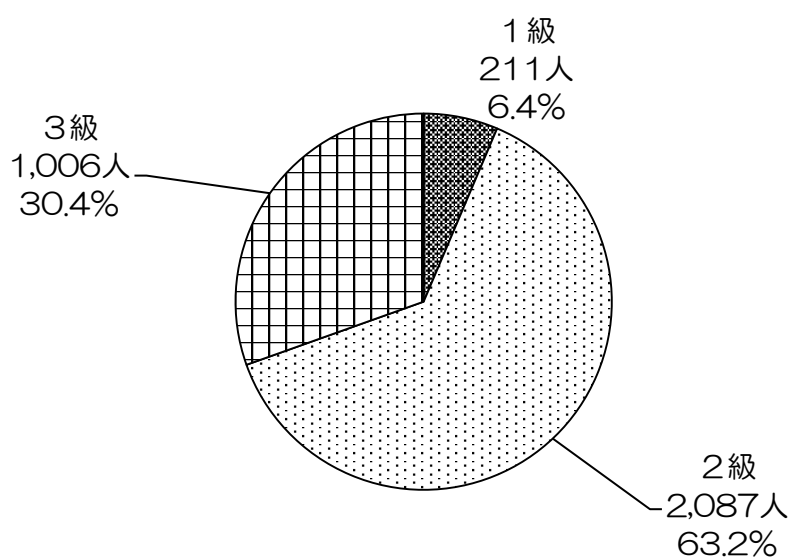
表5 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移 (各年4月1日現在 単位：人、%)

年	精神障害のある人			市内人口	
	手帳所持者数 (人)	平成30年を 100とした指数	市内人口比 (%)	人口 (人)	平成30年を 100とした指数
平成30年	2,343	100.0	0.752	311,763	100.0
令和元年	2,576	109.9	0.827	311,431	99.9
令和2年	2,669	113.9	0.857	311,527	99.9
令和3年	2,784	118.8	0.896	310,610	99.6
令和4年	3,076	131.3	0.994	309,338	99.2
令和5年	3,304	141.0	1.070	308,752	99.0

表6 精神保健福祉手帳所持状況 (令和5年4月1日現在 単位：人)

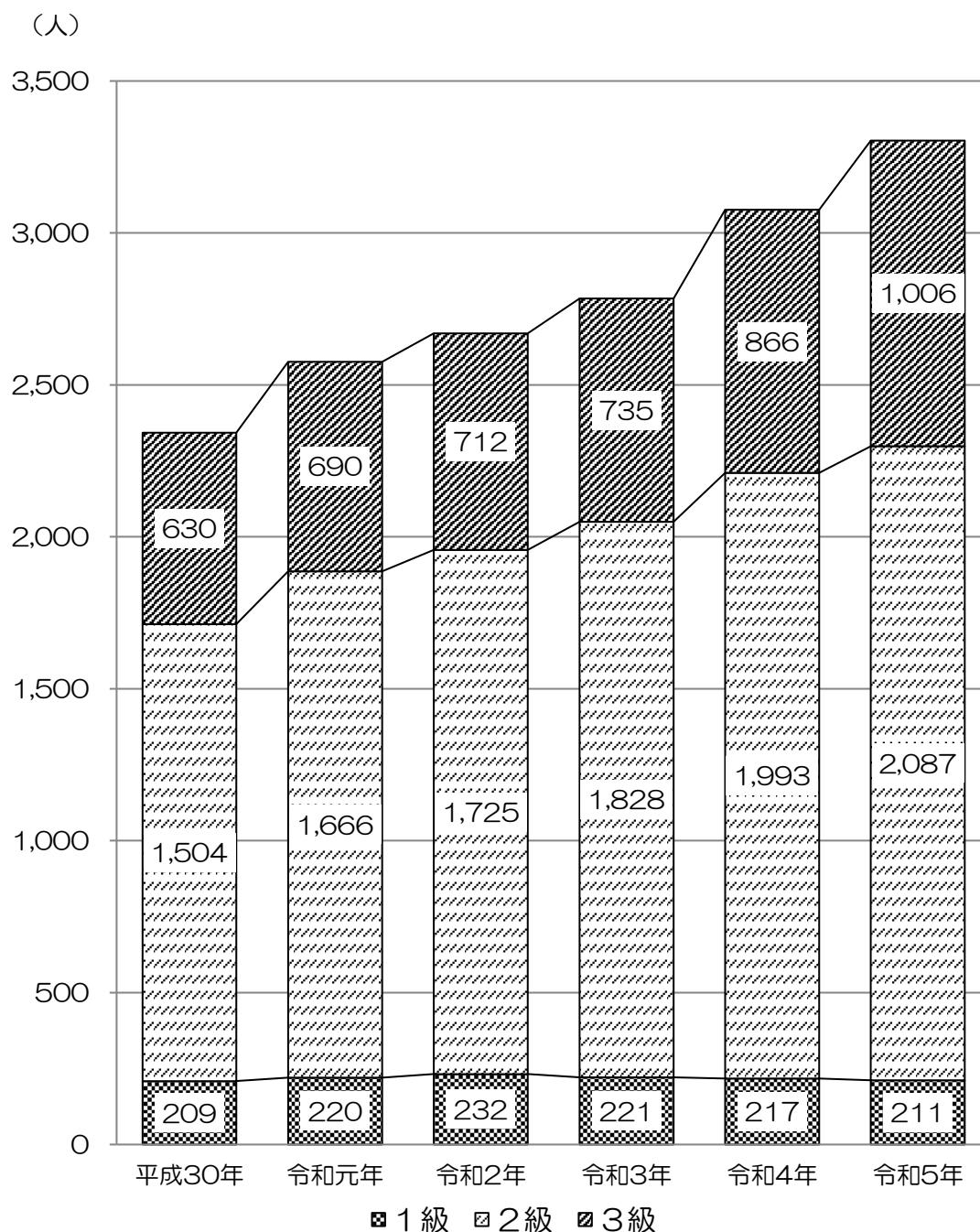
	1級	2級	3級	合計
精神障害のある人	211	2,087	1,006	3,304

図10 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (令和5年4月1日現在)



障害の程度別では、2級(63.2%)が最も多く、次いで3級(30.4%)、1級(6.4%)の順となっています。

図 1 1 障害程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数推移（各年 4 月 1 日現在）



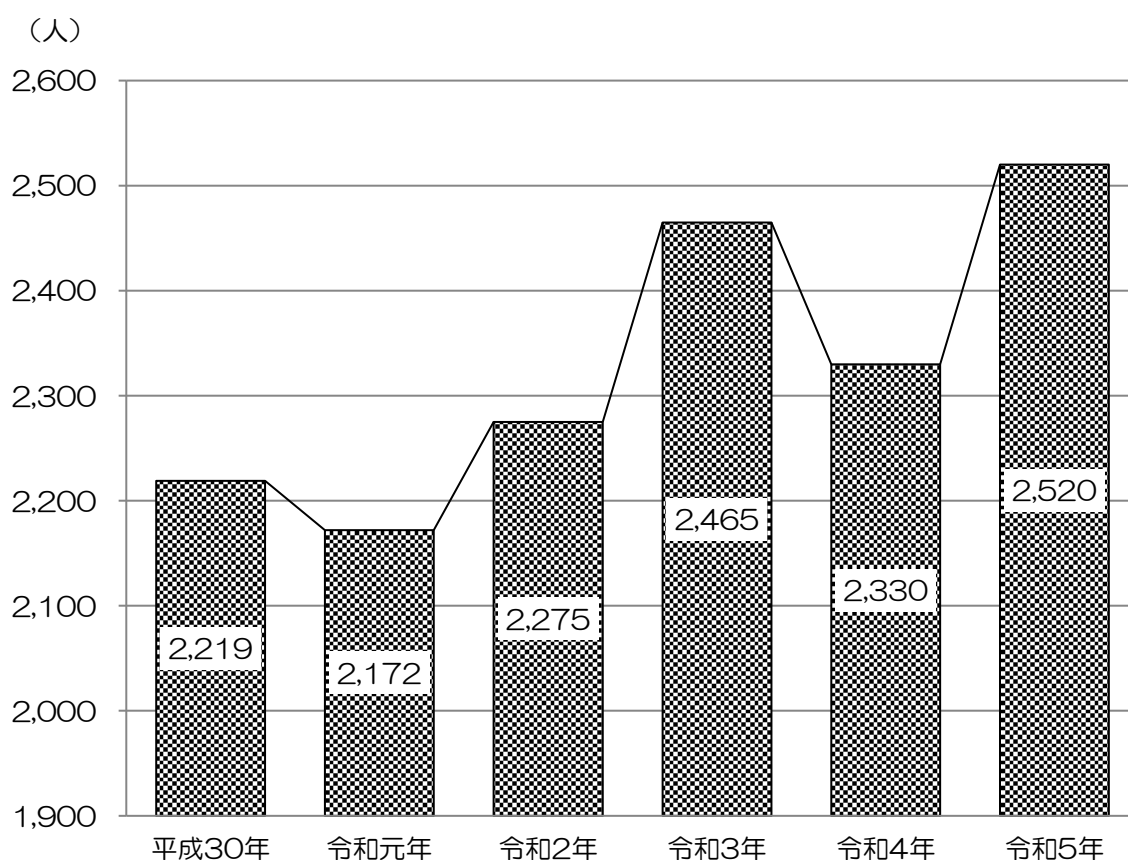
障害の程度別では、平成 30 年と令和 5 年を比較すると、1 級は 2 人 (1.0%)、2 級は 583 人 (38.8%)、3 級は 376 人 (59.7%) と、いずれの障害程度でも増加しています。

(4) 難病患者(特定疾患医療受給者)の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」に定められた特定疾患医療が受給できる対象疾病の数は、平成 21 年 9 月までは 45 疾病でしたが、その後、難病法が改正されたことにより、令和 5 年 4 月現在では 338 の疾病に対象が拡げられています。

平成 25 年 4 月に障害者総合支援法における福祉サービスの対象となる疾病として、130 の疾病が指定され、その後、対象疾病が見直され、令和 3 年 11 月からは、366 の疾病に拡大されています。

図 1 2 特定疾患医療受給者数推移（各年 4 月 1 日現在）



2 障害福祉サービス等の利用状況

障害者総合支援法に基づく、介護給付サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援）の利用を希望する場合は、障害の多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に判定する障害支援区分認定調査と、審査会による障害支援区分の認定が必要となります。

また、訓練等給付サービス（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、就労定着支援等）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用を希望する場合は、障害支援区分認定調査は必要ですが、審査会による障害支援区分の認定は必要ありません。

表7 四日市市における障害支援区分の認定状況（令和5年4月）（単位：人、％）

障害支援区分 障害種別		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	認定 なし	計
身体障害	人	0	14	59	45	39	177	107	441
	％	0.0%	3.2%	13.4%	10.2%	8.8%	40.1%	24.3%	100.0%
知的障害	人	2	64	91	185	189	280	222	1,033
	％	0.2%	6.2%	8.8%	17.9%	18.3%	27.1%	21.5%	100.0%
精神障害	人	3	117	123	43	10	4	397	697
	％	0.4%	16.8%	17.6%	6.2%	1.4%	0.6%	57.0%	100.0%
難病患者等	人	0	2	2	0	1	0	5	10
	％	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	10.0%	0.0%	50.0%	100.0%
計	人	5	197	275	273	239	461	731	2,181
	％	0.2%	9.0%	12.6%	12.5%	11.0%	21.2%	33.5%	100.0%

※障害種別が重複している場合は、主たる障害により分類しています。

表8 四日市市における障害支援区分の認定状況（各年4月）

（単位：人）

障害支援区分 障害種別	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	認定なし	総計
平成30年	5	121	250	253	192	420	583	1,824
1 身体	2	22	42	35	31	161	106	399
2 知的	3	43	97	170	157	255	149	874
3 精神		56	110	48	3	2	223	442
4 難病等			1		1	2	2	6
5 児童							103	103
令和元年	8	127	253	266	199	423	606	1,882
1 身体	2	24	42	36	26	167	102	399
2 知的	4	46	94	180	166	254	144	888
3 精神	2	56	115	50	6	2	258	489
4 難病等		1	2		1		3	7
5 児童							99	99
令和2年	8	148	239	274	215	435	654	1,973
1 身体	2	22	47	40	28	164	103	406
2 知的	3	56	82	188	179	268	158	934
3 精神	3	69	107	46	8	3	292	528
4 難病等		1	3				2	6
5 児童							99	99
平成3年	11	171	245	275	229	438	654	2,023
1 身体	2	20	49	48	37	170	96	422
2 知的	4	64	85	190	183	265	175	966
3 精神	5	86	108	37	9	3	301	549
4 難病等		1	3				2	6
5 児童							80	80
令和4年	5	185	260	274	239	453	710	2,126
1 身体		16	52	45	40	178	100	431
2 知的	3	62	86	190	190	272	196	999
3 精神	2	106	119	39	9	3	346	624
4 難病等		1	3				3	7
5 児童							65	65
令和5年	5	197	275	273	239	461	800	2,250
1 身体		14	59	45	39	177	107	441
2 知的	2	64	91	185	189	280	222	1,033
3 精神	3	117	123	43	10	4	397	697
4 難病等		2	2		1		5	10
5 児童							69	69

表9 障害のある子どもへの障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定状況

		支給決定者数
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス		83
児童福祉法に基づく	児童発達支援	396
	放課後等デイサービス	921
	保育所等訪問支援	420
	居宅訪問型児童発達支援	2

（令和5年4月）

（単位：人）

四日市市障害者施策推進協議会要綱

制定 昭和57年8月27日 告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の社会への「完全参加と平等」という基本理念への実現に向けて、関係機関が緊密な連携のもとに協議し、障害者福祉に関する諸施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、四日市市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 企業等雇用関係団体の代表者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 社会福祉団体の代表者
- (4) 教育福祉施設の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたとき、委員の職を失う。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置き、市職員の中から市長が指名する職員をもって充てる。

2 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査研究するため、協議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、幹事及び関係者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する事務を処理する。

4 部会長は、会長から付託された事項について、会議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日告示第107号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日告示第65号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月16日告示第198号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年2月4日告示第103号)

この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

附 則 (平成24年4月17日告示第208号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年5月16日告示第316号)

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

令和5年度四日市市障害者施策推進協議会委員名簿(令和6年3月1日現在)

区 分	役 職	氏 名
企業等雇用団体	四日市商工会議所 総務部長	田中 克昌
障害者団体の代表者	四日市市身体障害者団体連合会	伊藤 和子
	四日市市身体障害者団体連合会	鈴木 二三子
	四日市市身体障害者団体連合会	松原 厚子
	四日市市手をつなぐ育成会	松崎 稚弓
	四日市市手をつなぐ育成会 副会長	水谷 泉
	四日市市手をつなぐ育成会	伴野 里佳
	四日市市精神保健福祉会 会長	川北 秀成
	四日市市精神保健福祉会	佐藤 香菜子
社会福祉団体の代表者	四日市市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	須藤 陽子
	四日市市民生委員児童委員協議会連合会 理事	原田 豊子
	障害者相談支援センターソシオ 管理者	中島 千恵
教育福祉施設の代表者	三重県立特別支援学校きらら学園	齋藤 一樹
	三重県立特別支援学校西日野にじ学園	金島 律子
	社会福祉法人四日市福祉会 理事長	柏木 三穂
学識経験者	四日市大学 名誉教授	松井 真理子
関係行政機関の職員	三重県北勢児童相談所	岡本 悠里
	四日市公共職業安定 所長	高木 俊宏
市の職員	四日市市教育委員会 教育監	前田 賢一
	四日市市 健康福祉部長	太田 義幸

四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会共同設置規約

(趣旨)

第1条 四日市市、菰野町、朝日町及び川越町（以下「関係市町」という。）は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、地域自立支援協議会を共同して設置するものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）という。

(組織)

第3条 協議会の委員定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げるもののうちから選任する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業者
- (2) 教育及び雇用関係機関に所属する者
- (3) 障害者関係団体に所属する者
- (4) 障害当事者
- (5) 関係行政機関
- (6) 障害福祉サービス事業者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、関係市町の長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び関係者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(運営委員会)

第8条 協議会を円滑に運営するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(機能)

第9条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立及び公平性を確保する観点から、関係市町が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議及び調整を行う。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善を行う。
- (5) その他協議会において必要と認めた事項について協議を行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、運営委員会において行う。

(運営事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

令和5年度 四日市障害保健福祉圏域自立支援協議会構成機関

構 成 機 関 名
三重県北勢福祉事務所福祉課
四日市市保健所保健予防課
四日市市障害福祉課
四日市市こども発達支援課
四日市市児童発達支援センター あけぼの学園
菰野町健康福祉課
朝日町保険福祉課
川越町福祉課
四日市障害者就業・生活支援センター プラウ
四日市市障害者自立生活支援センター かがやき
相談支援事業所 ブルーム
障害者相談支援センター ソシオ
障害者相談支援センター HANA
相談支援事業所 陽だまり

第7期四日市市障害福祉計画
第3期四日市市障害児福祉計画
令和6年3月

四日市市健康福祉部障害福祉課

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

TEL 059-354-8171

059-354-8527

059-354-8163

FAX 059-354-3016

E-mail: syogaifukushi@city.yokkaichi.mie.jp

四日市市こども未来部こども発達支援課

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

TEL 059-354-8064

FAX 059-354-8102

E-mail: kodomohattatsu@city.yokkaichi.mie.jp